

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県規則第十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則（平成二十六年十二月奈良県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

受給者番号					

**特定医療費支給認定申請書（新規・変更）**

奈良県知事殿 年 月 日  
 次のとおり特定医療費の支給を申請します。

受診者	氏名	フリガナ	年齢	歳	生年月日	
	個人番号	〒			年	月
	住所	フリガナ	奈良県			
	電話	自宅	携帯			
	加入医療保険	被保険者氏名		受診者との続柄	本人・家族	
	保険種別	協会健保・健保組合・共済・国保・国保退職・後期高齢・国保組合・その他・生保	被保険者証の記号・番号			
	被保険者証発行機関名		保険者番号			

受給者証等の送付先  受診者  その他（次に記入してください。）

（受診者以外への送付を希望する場合は、「その他」に☑し、希望の送付先を記入）	送付先氏名	フリガナ	受診者との関係
	送付先住所	〒	

申請者	申請者区分（該当に☑）	<input type="checkbox"/> 受診者 ※申請者は原則受診者です。申請者欄の記載は不要です。 <input type="checkbox"/> 保護者 ※受診者が18歳未満の場合は、保護者が申請者となります。 <input type="checkbox"/> その他 ※別途、委任状等の提出が必要です。		
	氏名	フリガナ	電話	
	個人番号※	〒	←※申請者が保護者の場合のみ記入してください。	
	住所	フリガナ		

疾病名		同一人物が他の疾患で特定医療費助成又は小児慢性特定疾病医療費助成を受けている場合は、その受給者番号を記載してください。（
-----	--	--

特例（該当の場合☑）	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器等装着	<input type="checkbox"/> 軽症高額該当	<input type="checkbox"/> 高額かつ長期（高額難病治療継続者）
------------	-----------------------------------	---------------------------------	--

受診者と同じ世帯内に、他に特定医療受給者はいますか（申請中の方を含む。）	いない・いる（氏名）	受給者番号（
受診者と同じ世帯内に、他に小児慢性特定医療受給者はいますか（申請中の方を含む。）	いない・いる（氏名）	受給者番号（

※受給者証の写しの提出が必要です。

特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日	年 月 日	【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となる場合、該当する理由に☑】 <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したことにより、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他	保健所受付印
			整理欄 その他なし

厚生労働大臣殿  
 私は、指定難病の研究を推進するため、提出した診断書（臨床調査個人票）を厚生労働科学研究において、個人情報保護のもと疾病研究の基礎資料として使用されることに同意します。  
 年 月 日 申請者氏名

【裏面の世帯調書にもご記入ください。】

受診を希望する指定医療機関（訪問看護事業所及び薬局を含む。）	
医療機関等 (医療機関・訪問看護事業所・調剤薬局名)	所在地

世帯調査												
○住民票上の世帯全員について記載してください。 ※住民票が別でも同じ医療保険に加入している方が他にいる場合は、その方も記載してください。 ○生活保護受給者の方も記載してください。												
世帯員氏名							生年月日		受診者との 続柄	住民票が 別の場合○	加入医療保険種別と被保険 者・被扶養者の別	
1							. .				協会健保・健保組合・共済・ 国保・国保退職・後期高齢 国保組合・その他・生保 被保険者 ・ 被扶養者	
	個人番号											
2							. .				協会健保・健保組合・共済・ 国保・国保退職・後期高齢 国保組合・その他・生保 被保険者 ・ 被扶養者	
	個人番号											
3							. .				協会健保・健保組合・共済・ 国保・国保退職・後期高齢 国保組合・その他・生保 被保険者 ・ 被扶養者	
	個人番号											
4							. .				協会健保・健保組合・共済・ 国保・国保退職・後期高齢 国保組合・その他・生保 被保険者 ・ 被扶養者	
	個人番号											
5							. .				協会健保・健保組合・共済・ 国保・国保退職・後期高齢 国保組合・その他・生保 被保険者 ・ 被扶養者	
	個人番号											
6							. .				協会健保・健保組合・共済・ 国保・国保退職・後期高齢 国保組合・その他・生保 被保険者 ・ 被扶養者	
	個人番号											
7							. .				協会健保・健保組合・共済・ 国保・国保退職・後期高齢 国保組合・その他・生保 被保険者 ・ 被扶養者	
	個人番号											

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。